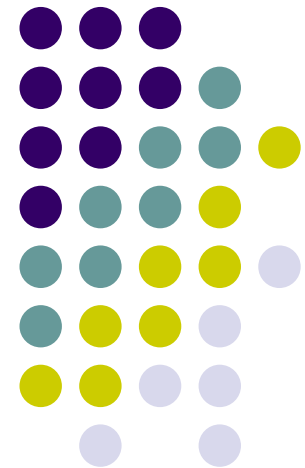


社会保険看護専門学校の現状と 必要性について

社会保険病院等に関する専門家会議
ヒアリング資料



社会保険看護専門学校の現状



○ 運営基準

病院等勤務に必要な識見と技能を有する看護師を養成し、社会保険診療における看護体制を確立することを目途として学生を教育し、学校を運営する。

※ 社会保険病院、介護老人保健施設及び看護専門学校経営委託契約書 第六条

社会保険看護専門学校概況



平成20年4月10日現在

- 学校数 8校(看護師課程 8課程)
- 総定員数 915名
- 学生数 881名
- 卒業生数(H20.3卒) 276名
うち社会保険病院就職者 191名

※ 市等受託看護学校(紀南)を除く

社会保険看護専門学校定員数 及び学生数について(学校別)



平成20年4月10日現在

学校名		開設年月	総定員数	学生数	
3 年 課 程	1	社会保険船橋保健看護専門学校	平成11年4月	120	115
	2	社会保険中央看護専門学校	昭和30年4月	90	87
	3	社会保険横浜看護専門学校	平成10年4月	210	199
	4	社会保険中京看護専門学校	平成7年4月	120	124
	5	星ヶ丘厚生年金保健看護専門学校	平成7年4月	120	120
	6	社会保険神戸看護専門学校	昭和61年4月	105	109
	7	健康保険鳴門看護専門学校	昭和52年4月	120	107
	8	健康保険人吉看護専門学校	平成7年4月	30	20
総計 8校 8課程			915	881	

※ H21.3開校予定

市等受託

3 年	1	社会保険紀南看護専門学校	昭和28年4月	90	85
看護師課程(市等含む) 総計9校				1,005	966

社会保険看護専門学校の学校数推移について



平成20年4月1日現在

開設等年月	学校数	学校名(併設病院名)	摘要
昭和28年4月	1	健康保険南海病院	准看護学院開設
昭和29年4月	2	社会保険中京病院	准看護学院開設
	3	社会保険京都病院	准看護学院開設
昭和29年10月	4	健康保険鳴門病院	准看護学院開設
昭和30年4月	5	社会保険中央総合病院	高等看護学院(3年課程)開設
昭和36年4月	6	北海道社会保険病院	高等看護学院(3年課程)開設
昭和36年9月	7	社会保険横浜中央病院	看護学院(2年課程)開設
昭和37年9月	8	金沢社会保険病院	看護学院(2年課程)開設
昭和46年4月	9	社会保険神戸中央病院	看護学院(昼間定時制、3年課程)開設
(昭和51年から昭和52年にかけて)			9看護学院は専修学校の認可を受け、看護専門学校と改称
平成7年4月	10	星ヶ丘厚生年金保健看護専門学校	開設
	11	健康保険人吉看護専門学校	開設
平成11年4月	12	社会保険船橋保健看護専門学校	開設
平成14年4月	11		H14.3 社会保険京都看護専門学校閉校
平成16年4月	9		H16.3 北海道社会保険看護専門学校閉校
			健康保険南海看護専門学校閉校
平成19年4月	8		H19.3 金沢社会保険看護専門学校閉校

※ 併設病院名等については、開設等年月に関係なく現在の名称とした。



社会保険看護専門学校卒業生数及び社会保険病院 就職者数について(年度別)

	学 校 数	卒 業 生 数	うち社会保険病院 就職者数	社会保険病院 就職率
平成15年度 (平成16年3月卒)	11	355	236	66.5%
平成16年度 (平成17年3月卒)	9	311	222	71.4%
平成17年度 (平成18年3月卒)	9	309	207	67.0%
平成18年度 (平成19年3月卒)	9	311	215	69.1%
平成19年度 (平成20年3月卒)	8	276	191	69.2%

※ 市等受託看護学校(紀南)を除く

社会保険病院看護師等採用者総数における社会保険看護専門学校卒業生(新卒者)の状況について(正規職員)



採用年度	看護師等採用者総数(A)	採用者総数中の新卒者について			
		総数(B)	※社会保険看護専門学校卒業生数(C)	(C) / (B)	(C) / (A)
平成15年度	1,167	739	235	31.8%	20.1%
平成16年度	1,254	765	243	31.8%	19.4%
平成17年度	1,400	783	224	28.6%	16.0%
平成18年度	1,417	702	208	29.6%	14.7%
平成19年度	1,514	776	215	27.7%	14.2%

看護職員状況等調査(4月)より

※ 新卒者については、採用年度の前年度の卒業となる(例:平成15年度採用者→平成14年度卒業(平成15年3月卒))

※ 施設数について(卒業年度)
平成14年度～15年度 11施設、平成16年度～平成18年度 9施設

※ 市等受託病院(岡谷、小倉、紀南)及び市等受託看護学校(紀南)を除く

社会保険看護専門学校収支決算について(年度別)



(単位:千円)

	学校数	総収入	総支出
平成15年度	11	1,544,912	1,544,912
平成16年度	9	1,395,285	1,395,285
平成17年度	9	1,201,137	1,201,137
平成18年度	9	1,186,631	1,186,631
平成19年度	8	1,113,426	1,113,426

学生納付金(入学金・授業料)の推移



(単位:円)

	入学金	授業料(年額)
	最低設定額 ~ 最高設定額	最低設定額 ~ 最高設定額
平成15年度	50,000 ~ 150,000	36,000 ~ 240,000
平成16年度	50,000 ~ 200,000	60,000 ~ 240,000
平成17年度	100,000 ~ 200,000	60,000 ~ 280,000
平成18年度	100,000 ~ 200,000	96,000 ~ 360,000
平成19年度	100,000 ~ 300,000	180,000 ~ 360,000

※ 当該年度における学校毎の入学金、授業料について、最低額、最高額の学校の設定額をそれぞれ抽出して記載。

社会保険看護研修センターの現状



○ 運営基準

病院等勤務に必要な識見と技能を有する看護師を養成し、社会保険診療における看護体制を確立することを目途として学生を教育し、学校を運営する。

※ 社会保険病院、介護老人保健施設及び看護専門学校経営委託契約書 第六条

社会保険看護研修センターの沿革



- 平成11年3月 厚生労働省(厚生省)より「看護師等養成所の運営に関する指導要領」第4-1-(1)-イ-(ウ)に規定する看護教員養成講習会の認定を受ける。
- 千葉県より学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の8の規定により専修学校の認可を受ける。
- 平成11年4月 専門学校社会保険看護研修センターを開校。
- 平成11年7月 厚生労働省(厚生省)より「看護師等養成所の運営に関する手引き」第7-1に規定する実習指導者講習会の認定を受ける。
- 平成11年11月 社団法人日本看護協会より認定看護管理者セカンドレベル教育機関の認定を受ける。
- 平成16年10月 社団法人日本看護協会よりWOC認定看護師教育課程教育機関の認定を受ける。



社会保険看護研修センターで行われている研修の種類

看護教育にかかわる研修

- ◎実習指導者講習
- ◎専任教員研修
- ◎院内教育担当者研修

看護管理にかかわる研修

- 看護管理研修Ⅱ（セカンドレベル）
- ◎現任看護科長研修
- ◎医療安全管理者養成研修
- ◎感染管理研修
- ◎退院調整看護師養成研修

看護の専門領域にかかわる研修

- ◎褥創ケア研修
- ◎糖尿病ケア研修
- 認定看護師教育課程：皮膚・排泄ケア学科
- 認定看護師教育課程：がん性疼痛看護学科

※ ◎は社会保険病院等の内部研修

研修状況について



○ 総受講者数(平成11年度～)

受講年度	コース数	社会保険病院等 受 講 者	外 部 受 講 者	計
平成11年度	4	107	27	134
平成12年度	5	113	32	145
平成13年度	6	166	34	200
平成14年度	6	164	30	194
平成15年度	7	218	36	254
平成16年度	9	392	10	402
平成17年度	10	356	33	389
平成18年度	11	415	55	470
平成19年度	12	391	54	445
	計	2,322	311	2,633

社会保険看護研修センターの現状



○ 運営費について

主な収入は学生納付金と繰入金(分担金)

○ 分担金

- ・診療収入の0.07%(平成20年度)に該当する額を各施設から徴収
- ・主に社会保険看護研修センター事業、看護職員育成確保対策事業等に充当

※ 根拠規程

全社連は特に必要が認められる場合には、前条の普通負担金に加えて、特定の事業に要する費用に充当するため、施設から分担金を徴収することができる。

※ 社会保険病院等負担金規程 第2条の2

社会保険看護専門学校等の基本的認識

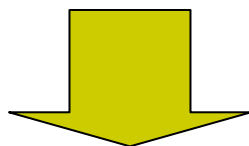


- (1) 病院全体としては、毎年1,000人を超える看護師を採用しているが、社会保険看護専門学校の卒業生のうち70%の卒業生が社会保険病院に就職しており、病院運営における看護師確保に大きく貢献している。
- (2) 患者に対するより良質な医療を行ううえで、必要な看護師を確保することは病院運営にとって極めて重要であり、全社連としても病院の運営責任を果すうえで、看護師を確実に確保するための養成機関を自らが運営することが必要である。
- (3) また、看護の基礎教育はもとより、看護師の資質向上をめざした卒後の教育体制の整備や優れた教育的能力と看護実践能力を備えた看護管理者および看護教育者の育成も重要である。
- (4) 経営環境が厳しい中で病院経営を担う団体として看護専門学校を維持していきたいが、安定的な運営費の確保といった解決策を見い出せないでいる。

社会保険看護専門学校等の今後の在り方について



- 公的病院としての「看護師養成」という社会的責務
- 公的病院の安定的運営に寄与



社会保険看護専門学校の在り方については、社会保険病院の運営の在り方の検討結果を踏まえて、社会保険病院の運営と一体のものとして検討すべきと考える。